

令和5年度 第10回知名町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年 1月25日(木) 午後1時30分から

2. 開催場所 知名町役場 会議室

3. 出席委員(8人)

会長	1番	田 尻 博 樹
農業委員	3番	榮 照 和
農業委員	5番	辻 雄一郎
農業委員	6番	榮 米 子
農業委員	7番	先 間 秀 明
農業委員	8番	幸 山 利 忠
農業委員	9番	沖 道 人
農業委員	10番	前 田 博 徳

4. 欠席委員(1人)

農業委員	2番	永 吉 雄 子
------	----	---------

5. 農地利用最適化委員

推進委員	1番	榮 功 助
推進委員	2番	川 畑 伸 之
推進委員	5番	池 沢 清 良
推進委員	6番	森 由 美 子
推進委員	7番	久 本 和 秀
推進委員	8番	元 榮 将 博
推進委員	9番	芦 村 利 広
推進委員	10番	田 畑 則 仁

欠席委員(1人)

推進委員	3番	西 和 秋
------	----	-------

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第15号 農地法第18条第6項の規定による届出について

議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第35号 知名町地区農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 上村 隆一郎

事務局係長 森田 太樹 主事 南郷 秀隆

付 議 事 項	
事務局長	ただ今から、令和5年度第10回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。 本日は、永吉委員が欠席ですが、総会は成立します。 それでは、会長より会務報告をお願いします。
会長	前回総会からの会務報告をさせていただきます。 12/21 中間管理事業西目地区 設立総会 12/22 J A知名事業運営委員会 12/26 中間管理事業屋子母地区 設立総会 1/13 かごしま就農・就業相談会 1/17 農業者年金地区別合同会議 1/19 町議会議員との意見交換会 以上です。
議長	これより議題事項に入らせて頂きます。日程第1 議事録署名委員および会議書記の指名を行います。 知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、5番辻委員、6番榮委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記に、事務局職員の森田次長と南郷氏を指名いたします。 以上で日程第1を終わります。
議長	それでは日程第2の議題事項に入らせて頂きます。 報告第15号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第15号 農地法第18条第6項の規定による届出について、報告します。 1 番 屋子母字前ノ当〇〇 162㎡を含む計7筆 7,859㎡、屋子母〇〇さんから知名〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和6年1月31日、引渡日が令和6年1月31日です。 2 番 屋子母字久米せんす〇〇 892㎡を含む計5筆 10,254㎡、知名〇〇さんから知名〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和6年1月31日、引渡日が令和6年1月31日です。 3 番 屋子母字泊り原〇〇 1,557㎡を含む計6筆 11,236㎡、知名〇〇さんから知名〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和6年1月31日、引渡日が令和6年1月31日です。 4 番 屋子母字スセン当〇〇 1,658㎡を含む計2筆 2,567㎡、瀬利覚〇〇さんから屋子母〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和6年1月31日、引渡日が令和6年1月31日です。 5 番 屋子母字スセン当〇〇 1,548㎡を含む計2筆 3,829㎡、瀬利覚〇〇さんから屋子母〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和6年1月31日、引渡日が令和6年1月31日です。

	6 番 屋子母字サンカマ〇〇 4,396㎡を含む計2筆 7,200㎡、屋子母〇〇さんから屋子母〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和6年1月31日、引渡日が令和6年1月31日です。 7 番 屋子母字ゲンテナ〇〇 2,388㎡を含む計2筆 4,747㎡、屋子母〇〇さんから屋子母〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和6年1月31日、引渡日が令和6年1月31日です。 8 番 屋子母字塩津類ビ〇〇 1,314㎡を含む計5筆 5,146㎡、屋子母〇〇さんから屋子母〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和6年1月31日、引渡日が令和6年1月31日です。 9 番 屋子母字平俣〇〇 1,930㎡を含む計3筆 5,926㎡、鹿児島市〇〇さんから屋子母〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和6年1月31日、引渡日が令和6年1月31日です。 10番 下城字名間川〇〇 688㎡を含む計3筆 3,399㎡、上城〇〇さんから下城〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和6年1月31日、引渡日が令和6年1月31日です。 11番 下城字穂切〇〇 289㎡を含む計12筆 26,250㎡、上城〇〇さんから下城〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和6年1月31日、引渡日が令和6年1月31日です。 12番 下城字腐河〇〇 2,989㎡を含む計3筆 12,154㎡、下城〇〇さんから下城〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和6年1月31日、引渡日が令和6年1月31日です。 13番 下城字石増〇〇 4,330㎡、下城〇〇さんから下城〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和6年1月31日、引渡日が令和6年1月31日です。 14番 下城字名良畑〇〇 1,960㎡を含む計2筆 6,508㎡、知名〇〇さんから瀬利覚〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和6年1月31日、引渡日が令和6年1月31日です。 15番 下城字塩道〇〇 4,481㎡、下城〇〇さんから上城〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和6年1月31日、引渡日が令和6年1月31日です。 16番 新城字窪田川〇〇 1,653㎡を含む計2筆 3,322㎡、兵庫県神戸市〇〇さんから新城〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和6年1月31日、引渡日が令和6年1月31日です。 以上です。
議長	ただ今の報告第15号について、何かご意見、ご質問ありますか。
	(意見、質問なし)
議長	はい、ありがとうございました。 それでは、議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局	それでは農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。 【議案第34号について朗読】 議案第34号は、売買1件です。 1番 竿津字登々美川〇〇 395㎡、売買。譲渡人 鹿児島市〇〇さん、譲受人 竿津〇〇さん、対価〇〇円です。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。
議長	それでは、ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員に補足説明をお願いいたします。
7番農業委員	1番説明します。 譲渡人と譲受人は親戚関係です。 譲渡人が島から引きあげたため、親戚である譲受人に譲渡することになりました。 この畑は、自家用の野菜畑として利用する予定で、機械類も揃っております。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	事務局並びに地区担当委員から説明がありました。 ご質問があれば挙手をお願いします。
	(意見、質問なし)
議長	それでは、議案第34号に賛成の方は挙手をお願いします。
	(挙手多数)
議長	賛成多数ですので、議案第34号は、原案のとおり許可決定とします。 次に、議案第35号知名町地区農用地利用集積計画（案）について、事務局に説明をお願いいたします。
事務局	議案第35号 知名町地区農用地利用集積計画（案）について、説明します。 今月は利用権設定が1件です。 【議案第35-1号について朗読】 利用権の設定 1番1 大津勘字名間田〇〇 5,932㎡ 賃貸借 10年間の新規設定となっています。 次に、議案第35-2号 中間管理事業に係る利用権設定（一括方式）について、説明します。 件数が多いので、総括表で説明します。

	貸出期間が6年のものが、1,090,084㎡、利用権を設定する者が74名、利用権の設定を受ける者が53名です。 貸出期間が7年のものが、276㎡うち更新分276㎡、利用権を設定する者が1名うち更新分1名、利用権の設定を受ける者が1名うち更新分1名です。 貸出期間が10年のものが、82,071㎡うち更新分1,345㎡、利用権を設定する者9名うち更新分1名、利用権の設定を受ける者が5名うち更新分1名です。 個人毎のまとめ表、各筆明細表については、資料のとおりです。 以上、農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
議長	はい、それでは事務局の説明に対して、補足説明を地区担当委員にお願いいたします。
7番農業委員	1番、説明します。 〇〇さんと〇〇さんは、知人です。 〇〇さんは島に帰ってきて、ジャガイモやサトウキビを再開しております。70歳ですが、まだ規模拡大を進めております。 機械類は前の物と知人から借りたりして、耕作を進めております。 何ら支障はないと思いますので、ご審議お願いします。
議長	はい、ただ今の事務局の説明及び地区担当委員からの補足説明に対して、皆さんの方から何か聞きたいことはございませんか。
議長	(意見、質問なし)
	ないようですので、議案第35号に賛成の方は挙手をお願いいたします。
議長	(全員挙手)
議長	はい、全員賛成ですので、ただ今の議案第35号 知名町地区農用地利用集積計画については、決定といたします。 次に、議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局に説明をお願いいたします。
事務局	議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明します。 【議案第36号について朗読】 申請人の氏名、住所については、資料のとおりです。土地の表示 知名町瀬利覚字前原〇〇1,560.00㎡、事業計画は太陽光発電所です。施設の概要は、太陽光発電施設 903.00㎡、所要面積が、1,560.00㎡です。必要経費として、賃借料〇〇円、建築費〇〇円。全額自己資金です。

	許可基準については、原則許可できる第３種農地で住宅等が連 坦している等宅地化の状況が一定の程度に達している区域内にあ る農地です。
議長	はい、ただ今の事務局の説明に対して、皆さんの方から何か聞 きたいことはございませんか。
７番農業委員	あしびの郷への電力供給のためですか。
事務局	そうです。あしびの郷への電力供給のためです。
議長	他に、ご意見・ご質問はありませんか。
	(意見、質問なし)
議長	ないようですので、議案第３６号に賛成の方は挙手をお願いい たします。
	(賛成多数)
議長	賛成多数ですので、議案第３６号については承認とします。 以上を持ちまして、総会事項は終了いたします。 お疲れ様でした。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

令和 ５年 １月 ２５日

議 長 田 尻 博 樹

署名委員 辻 雄一郎

署名委員 榮 米 子